## 大阪福祉人材支援センターが取り扱う事業所・職種の範囲

1 4.4 亩米二 呦年	(1) 社会短期社会 0.名区相会是7.社会复数重要产生生产7.重要到
1.対象事業所・職種	(1) 社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を実施する事業所
	(ただし、事業実施者が社会福祉法人の場合は公益事業も含む)
	(2)介護保険法に規定する介護保険事業所
	(3)障害者総合支援法に規定する事業を行う事業所
	(4)地方自治体の条例または補助に基づく福祉関係事業を行う事業所
	(5)社会福祉法に規定する福祉事務所、児童福祉法に規定する児童相談所、身
	体障害者福祉法に規定する更生相談所、知的障害者福祉法に規定する知的障
	害者更生相談所、精神障害者福祉法に規定する精神保健福祉センター
	(6)社会福祉分野の国家資格を持つ専門職(社会福祉士、介護福祉士、精神保
	健福祉士、保育士)の場合、上記以外の社会福祉を目的とする事業を行う事業
	所
2. 対象職種の具体例	介護職、相談・支援・指導員、介護支援専門員、ホームヘルパー、保育士、社会
	福祉協議会専門員、セラピスト、看護職、事務職、栄養士、調理員、施設長、管
	理者、サービス提供責任者、ユニットリーダー、(障)サービス管理責任者、児
	童発達支援管理責任者、運転手、用務員、その他医療職、教員など
3. 取り扱いできない求人	(1)対象範囲であっても取り扱いができない求人
	①就業先の所在地が大阪府以外
	②労働関係法規を遵守していない求人
	③労働条件を明示できない登録型求人・・・いわゆる登録型ホームヘルパー
	④「名簿掲載」「完全歩合制」「会員加入や事業経営への参画が採用の前提」「謝
	礼扱い」などの求人
	⑤「請負契約による事業」「業務委託による職員派遣」の求人
	(2)以下のいずれかに該当する求人
	①内容が法令に違反する求人
	②労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当な求人
	③求人者が労働条件を明示しない求人
	④一定の労働関係法令違反の求人者による求人
	⑤暴力団員などによる求人
4. その他	(1)事業開始前の求人については、事業実施が確実であることを確認させてい
	ただきます。
	(2)雇用形態(正職員、常勤(正職員以外)、非常勤・パートなど)は問いま
	せん。
	(3)採用時期(年度途中の欠員補充や新年度新規採用など)に制約はありませ
	$\lambda_{\circ}$
	△和 o 年 7 日 c 日